

令和3年6月1日

令和3年度介護等体験参加希望学生 各位

学務課学部教務係

### 令和3年度の介護等体験について

中学校の教員の普通免許状を取得しようとする場合、原則として7日間の介護等体験が必要となりますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から例年通りの体験実施が難しくなったため、学内協議の結果、文部科学省より提示された代替措置である「令和3年度に(独)国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置」をもって7日間の介護等体験に代えることとなりましたので、お知らせします。

本措置の利用を希望する学生は学生番号・氏名を明記のうえ、6月30日(水)までに学務課学部教務係 [edu-2@kit.ac.jp](mailto:edu-2@kit.ac.jp) までご連絡ください。代替措置利用についての概要は以下のとおりです。

なお、次年度以降新型コロナウイルス感染拡大状況が改善し通常どおりの介護等体験が実施可となる可能性がありますので、個々の修学状況を鑑み、今年度代替措置の利用を見送り、次年度以降の体験参加としていただいても結構です。

-----  
【参考：代替措置利用の流れ】

1. 代替措置利用希望者に当課より教材を提供し、学習する。
2. 学習後、教材とあわせて提供する「学修報告書」に必要事項を記入のうえ、学務課学部教務係まで提出する。
3. 提出いただいた報告書は教職担当の基盤科学系 塩屋教授に内容確認いただき、内容が適当と認められた方については「介護等体験代替措置完了証明書」を当課で発行する。  
(内容が基準を満たしていない方については、報告書の修正をお願いすることもある。)

※介護等体験参加のためには「教育原論」・「教育心理学」・「特別支援教育」を含む教職専門科目8単位以上を修得済であること(ただし、平成30年度以前の入学者のうち、既に教育心理学(2単位)を修得済の場合は、特別支援教育の修得は条件ではない。)が条件となりますので、代替措置利用に際してもこの条件を満たしている学生を対象とします。